

勝央町認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 豊かで幅広い活動機会の保障

- 学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感等が培われる場になってきたことを踏まえ、認定地域クラブは、これら教育的意義を継承、発展させた活動であること
- 参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと、また、選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受入れることとし、将来的には一般町民の受け入れも検討すること
- ・ 競技性や成果のみに偏重するのではなく、参加者が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- ・ 活動拠点は、勝央町内とする。
- ・ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を積極的に検討・推進すること。
- ・ 児童生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。
- ・ 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。
- ・ 活動の主役は、参加者本人であることから、大会や試合への出場判断に当たっては指導者の独断とせず、本人の意思や主体性を最優先に尊重し、指導者は、その意向に寄り添った判断に努めること。

② 適切な活動時間と休養日の設定

- 週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
- 年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること
- ・ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう適切な活動時間等を設定すること。
- ・ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設定する。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組合せの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 低廉な参加費等の設定

- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。なお、使途に制限は設けないものの、法令・公序良俗に反する行為や、社会通念上不適切な使途への支出は認められない。

④ 適切な指導の実施体制の確保

- 指導者は、勝央町教育委員会が定める研修を毎年受講し、勝央町教育委員会に登録された指導者が活動に携わること
- 原則として、複数の指導者が携わること
- ・地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導者」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを別紙により誓約すること。また、現在及び将来にわたり、児童に対するわいせつ行為や性犯罪歴を有しないこと。
- ・複数の指導者が活動に携わることが困難な場合には、勝央町教育委員会等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。
- ・指導人材として、代表者（1人）、指導者（原則、2人以上）を配置すること。ただし、各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることができる。
- ・指導者資格の保有は必須とはしていないが、競技によっては、岡山県中学校体育連盟への登録時や競技大会の出場要件として指導者資格が求められている団体もあることから、それぞれの競技団体が求める指導者資格を保有している指導者を配置することが望ましい。
- ・勝央町又は勝央町教育委員会が実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合や勝央町が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。
- ・経過措置として、令和8年度末までの間は、本項目（「④ 適切な指導の実施体制の確保」）については、認定要件を満たしていない場合であっても認定を受けることができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の実施主体に対して、勝央町教育委員会が活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

⑤ 適切な安全体制の確保

- あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導者が、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- ・活動に当たっては、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- ・保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討すること。

⑥ 適切な運営体制の確保

- 認定地域クラブの役員や参加費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者（勝央町教育委員会を含む。）に対する情報開示を毎年、適切に行うこと
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

- ・運営規約は、様式を活用の上、各団体の実情に合わせて作成すること。
- ・団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域や団体の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
- ・会計管理については、誰にも疑われないようにするのが信頼を得る団体には必須であり、個人の財産と団体の財産を分けて管理する。
- ・勝央町又は勝央町教育委員会が実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合や勝央町が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。
- ・経過措置として、令和8年度末までの間は、本項目（「⑥ 適切な運営体制の確保」）については、認定要件を満たしていない場合であっても認定を受けることができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の実施主体に対して、勝央町教育委員会が活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

⑦ 学校等との適切な連携

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 勝央町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、勝央町や勝央町教育委員会、学校との必要な連絡調整を行うこと
- ・地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。